

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所に☒すること

(ふりがな)

さんくまこと かい

1 政治団体の名称

三区真の会

2 主たる事務所の所在地

〒 321-0628

栃木県那須烏山市金井2-7-11 渡邊方

3 代表者の氏名

渡邊 真太郎

4 会計責任者の氏名

亀山 真由美

5 令和 6 年分

事務担当者の氏名

相馬 正典

(電話) 090-3240-2014

事務担当者の氏名

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

渡邊真太郎

公職の種類

衆議院議員(候補者等)

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)

- ☒ 有
☐ 無
- 公職の種類 衆議院議員(候補者等)
資金管理団体の届
出をした者の氏名 渡邊真太郎

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※	受 付	5/21
	審 査	5/21
	入 力	7/9
	番 号	0760012
	修 正	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額	4,847,967
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	4,847,967
支 出 総 額	4,847,967
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費	0
金 額	
人 員	0 人

(2) 寄 附		
① 寄 附 (② を 除 く 。) の 区 分	金 額 (円)	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	4,747,967	
(うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	100,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	4,847,967	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
② 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (① + ②)	4,847,967	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分 ①個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額 (円)	年 月 日	住 所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備 考
渡邊真太郎	1, 500, 000	R6. 9. 28	栃木県那須烏山市金井2-7-11	会社員	
渡邊真太郎	2, 100, 000	R6. 10. 30	栃木県那須烏山市金井2-7-11	会社員	
渡邊真太郎	1, 047, 967	R6. 12. 20	栃木県那須烏山市金井2-7-11	会社員	
計	4, 647, 967				
鈴木 海斗	100, 000	R6. 12. 19	東京都中野区東中野5-1-1ユニゾンタ ワー1609	会社員	
こ の 頁 の 小 計	4, 747, 967		(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。		
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	4, 747, 967				

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額 (円)	年 月 日	住 所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備 考
栃木県医師連盟南那須支部	100,000	R6.10.22	那須烏山市大桶872	佐藤 充	
こ の 頁 の 小 計	100,000		(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。		
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	100,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (円)	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	4,847,967	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	4,847,967	
合 計	4,847,967	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		寄附金	
支 出 の 目 的	金 額 (円)	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	1,500,000	R6. 9. 28	渡辺しんたろう後援会	那須烏山市金井2-7-11	
寄附	2,100,000	R6. 10. 30	渡辺しんたろう後援会	那須烏山市金井2-7-11	
寄附	1,247,967	R6. 12. 20	渡辺しんたろう後援会	那須烏山市金井2-7-11	
こ の 頁 の 小 計	4,847,967	(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	4,847,967				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 2 | 日

政治団体の名称 三区真の会

会計責任者の氏名 亀山 真由美



代 表 者 の 氏 名 （代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）



（注） 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

令和7年5月14日

三区真の会

代表 渡邊 真太郎 殿

登録政治資金監査人 大 澤 勇

登 録 番 号 第4627号

研 修 修 了 年 月 日 平成26年4月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、三区真の会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、三区真の会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、三区真の会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていった。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

三区真の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、三区真の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上